

備前市告示第39号

備前市アートカルチャー表彰要綱

(目的)

第1条 この告示は、備前市民の優れた文化芸術部門における活動に対し、備前市アートカルチャー表彰(以下「表彰」という。)を行うことにより、文化芸術活動の一層の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術部門 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第8条から第12条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化及び国民娯楽の部門をいう。
- (2) 大会等 国、地方公共団体又は芸術文化活動を行う組織、団体、法人若しくは新聞社、テレビジョン若しくはラジオ放送局が主催、後援等を行う文化芸術部門の大会、コンクール、公募展等をいう。ただし、政治団体又は宗教団体が主催、後援等を行うもの及び特定の流儀又は流派に属する者のみが参加するものを除く。
- (3) 国際大会等 全国大会等を通じて出場、出展等を行う大会(過去の成績等により、当該全国大会等を免除されて出場する大会等を含む。)で、2以上の国(日本国を含む。)又は地域が出場、出展等を行う大会等及び市長がこれに準じると認める大会等をいう。
- (4) 全国大会等 中国地区(ブロック)大会等を通じて出場、出展等を行う大会等(過去の成績等により、当該中国地区(ブロック)大会等を免除されて出場する大会等又は岡山県の代表として出場する大会等を含む。)及び市長がこれに準じると認める大会等をいう。
- (5) 中国地区(ブロック)大会等 中国地区(岡山県、鳥取県、島根県、広島県及び山口県をいう。)の大会等及び市長がこれに準じると認める大会等をいう。

(表彰の対象及び種類)

第3条 表彰は、次条に定める基準を満たす市民に対して行い、その種類は、アートカルチャー大賞、アートカルチャー奨励賞及びアートカルチャー市長賞とする。

(表彰の基準)

第4条 前条の表彰の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) アートカルチャー大賞 全国大会等で最上位の成績又は国際大会等で上位入賞若しくはこれと同等の成績を収めるなど、技量及び活動が全国的に高い評価を受け、その業績が傑出していると認められるもの
- (2) アートカルチャー奨励賞 次のいずれかに該当し、将来にわたって活躍が期待されると認められるもの。ただし、当該文化芸術活動を生業としている者については、当該事業を

開始した日から5年を経過していないものに限る。

ア 中国地区(ブロック)大会等で最上位の成績又はこれと同等の成績を収めた者

イ 全国大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた者

ウ 国際大会等に出場、出展等をした者(予選大会等を通して出場、出展等を行う者又は過去の成績等により、当該予選大会等を免除された者若しくは出場、出展等を行った国際大会等で、1以上の審査過程を通過した者に限る。)

(3) アートカルチャー市長賞 中国地区(ブロック)大会等、全国大会等又は国際大会等で優秀な成績を収め、将来にわたって活躍が期待されると認められるもの

(4) 前3号の規定にかかわらず、市長が特に文化芸術活動の性質、規模、社会的名誉及び貢献度を考慮し、前3号の表彰の基準と同等と認めるときは、当該各号の基準を満たすものとする。

(表彰の候補者の推薦等)

第5条 表彰の候補者は、自己又は第三者からの推薦によるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の推薦をしようとする者は、対象となる大会等の終了後、原則として1箇月以内にアートカルチャー表彰推薦書(別記様式)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(表彰者の選考)

第6条 表彰者の選考は、第4条第1号及び第2号の選考については、備前市庁議設置規程(平成17年備前市訓令第3号)による庁議において市長を除く庁議メンバーの過半数をもって決定し、同条第3号の選考については、賞の性質、規模、社会的名誉及び貢献度を考慮し、市長が決定する。

2 前項の選考において、同一人に対する表彰の決定は、1年度につき1回に限るものとする。

3 複数回開催される開催規模の異なる同一の大会等については、上位又は下位大会等の結果のどちらか一方に基づいて表彰を決定することができる。ただし、同一の大会等の同一人に対する表彰の決定は、1回限りとする。

(表彰の方法等)

第7条 表彰は、表彰状の授与及び賞賜金の支給により行う。ただし、大会等において、賞金等(商品券やプリペイドカード等の金券を含み、安価な記念品を除く。)が交付される場合は、賞賜金は交付しない。

2 前項の賞賜金の額は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、表彰者が2名以上共同して大会等に出場、出展等した場合は、別表第1及び別表第2の上限額を、同一の大会等の成績に基づき共同して表彰を受ける者の人数で除した額を各人に支給するものとする。この場合において1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 前3項の規定にかかわらず、表彰者がその表彰を受ける日以前に死亡したときは、当該表彰

者の遺族に表彰状の授与のみ行うものとする。

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

アートカルチャー大賞

大会等規模	賞賜金額	上限額
国際大会等(日本国外での実施) (ただし、書類や作品の審査のみで会場を訪れる必要のない場合、 オンライン等で実施される大会は日本国内で実施されたものとみなす。)	50万円	100万円
国際大会等(日本国内での実施)	40万円	80万円
全国大会等	30万円	60万円

別表第2(第7条関係)

アートカルチャー奨励賞

大会等規模	賞賜金額	上限額
国際大会等(日本国外での実施) (ただし、書類や作品の審査のみで会場を訪れる必要のない場合、 オンライン等で実施される大会は日本国内で実施されたものとみなす。)	20万円	40万円
国際大会等(日本国内での実施)	10万円	20万円
全国大会等	5万円	10万円
中国地区(ブロック)大会等	3万円	6万円

別表第3(第7条関係)

アートカルチャー市長賞

大会等規模	賞賜金額
中国地区(ブロック)大会等以上	賞賜金は支給しない。

別記様式(第5条関係)

(表)

備前市アートカルチャー表彰推薦書

年 月 日

備前市長 様

推 薦 者	住 所	
	団体名	
	氏名又は 代表者名	
	電 話	
	候補者と の関係	

備前市アートカルチャー表彰要綱第5条の規定に基づき、次のとおり推薦します。

活動分野	※詳しく記載してください。		
候補者氏名 (本 名)	ふりがな	芸名/ 雅号等	ふりがな
生年月日	年 月 日(満 歳)		
住 所	〒	職業	
		電話	
活動本拠	〒	教室等の 名 称	ふりがな
備前市での活動年数	年 月 日から通算 年 月		
推薦の理由			

(裏)

		候補者氏名 (本 名)	
所属団体			
経歴	職歴及び 師事歴		
	団体歴		
	公職歴		
活動の概要	賞歴等		
	主な活動歴		
	人材育成 (指導歴等)		
	地域貢献		
	作品収蔵先		
	著作物		
	その他 特記事項		
	添付書類	1 賞状等の写し 2 新聞等の掲載記事 3 大会等(予選大会等を含む)の要項等であって、主催者、概要、規模、参加者数(作品数)、賞金品等が分かる書類 4 その他市長が必要と認める書類(開業届の写し等)	

※該当の無い場合は、空欄としてください。